

平成 29 年 11 月 7 日

各 位

会 社 名	株式会社ノエビアホールディングス
代表者名	代表取締役社長 大倉 俊 (コード番号 4928 東証第 1 部)
問合せ先	広報・IR 部 課長 三井 寿佳子 電話 03-5568-0305

自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得
及び会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却)

当社は、平成29年11月7日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき自己株式の消却を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

資本効率の改善を図るとともに、株主の皆様への利益還元の実現を図るため。

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得する株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得する株式の総数 1,500,000株(上限) [発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合4.23%]
(注) 当社は支配株主である代表取締役会長大倉昊より、その保有する当社普通株式の一部をもって応ずる意向を有している旨の連絡を受けております。
- (3) 株式の取得価額の総額 11,000,000千円(上限)
- (4) 取得予定日 平成29年11月8日～平成29年11月17日
- (5) 取得方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付

3. 消却に係る事項の内容

- (1) 消却する株式の種類 当社普通株式
- (2) 消却する株式の総数 上記2.により取得する自己株式の全株及び30株(上記2.以外で保有している自己株式)
- (3) 消却予定日 平成29年11月28日

4. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本自己株式の取得は、当社の支配株主である代表取締役会長大倉昊が売り手として参加することを予定したものであるため、支配株主との取引等に該当します。当社が、平成29年4月28日に更新開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

同指針では、支配株主との取引は、取締役会にて取引内容及び条件の妥当性を検討のうえ取引実行の是非を決定する等、会社ひいては少数株主を害することのないよう適切に対応するものとしております。そのため、当社では平成29年11月7日に取締役会を開催し、支配株主と利害関係のない取締役5名（うち社外取締役2名）及び監査役3名（うち社外監査役2名）が出席したうえ、本自己株式の取得及び消却が、資本効率の改善を図るとともに、株主の皆様への利益還元の実現を図ることを主たる目的として実施されることを確認し、かつ、現在の株価水準及び今後の資本政策の可能性を考慮して十分な審議を行い、出席取締役の全員一致により本自己株式の取得及び消却に関する決議を行いました。よって、本自己株式の取得及び消却は、かかる指針に適合していると判断いたします。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

公平性を担保するための措置として、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用し、前日の株価終値（最終特別気配を含む）にて本自己株式取得を行う予定です。本自己株式の取得及び消却に関して、代表取締役会長大倉昊は当社の支配株主であり、代表取締役社長大倉俊は金融商品取引法で定められた共同保有者であることから、利益相反を回避するため、上記取締役会における議長としての議事進行並びに審議及び決議には参加していません。また、下記「(3) 支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載の通り、当社の独立役員である社外監査役の上田正和、寄田和宏両氏より、本自己株式の取得及び消却は、その目的、意思決定手続、取得方法等総合的に判断し、妥当である旨の意見書を平成29年11月7日に入手しております。

よって、本自己株式の取得及び消却は、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置がとられていると判断いたします。

(3) 支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社の独立役員である社外監査役の上田正和、寄田和宏両氏より、入手した意見の概要は下記の通りです。

- ① 本自己株式の取得及び消却は取得時期・方法等に鑑み、資本効率の改善を図るとともに株主の皆様への利益還元の実現に資するものであること。
- ② 本自己株式の取得及び消却に際し、準備段階から決定に至るまで「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合しており、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置は十分とられていることから、少数株主にとって不利益なものではないこと。
- ③ 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による取引であるため、取引条件の公正性が担保されていること。

(ご参考) 平成29年10月31日時点の自己株式の保有状況

- ・発行済株式総数（自己株式を除く） 35,451,623株
- ・自己株式数 30株

以上